

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:モノづくり振興課)

1	施設名	滋賀県立テクノファクトリー	
2	施設の概要	敷地面積 8,029㎡ 延床面積 2,616㎡ 施設構造 鉄骨平屋建	
		施設内容:賃貸型工場施設 施設の構成:工場棟(4棟12区画) 支援棟(1棟)	
3	募集方法	公募	
	募集要項配布期間	平成29年8月1日 ~ 平成29年9月29日	
	申請受付期間	平成29年8月1日 ~ 平成29年9月29日	
	指定期間	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日(5年間)	
	管理業務内容	1. 工場棟等施設の提供に関する業務 2. テクノファクトリーの施設および設備の維持管理に関する業務 3. テクノファクトリー入居者の創業支援に関する業務 4. その他テクノファクトリーの設置の目的を達成するために必要な業務	
	管理料参考額	- 円(消費税および地方消費税を含む。)	
4	応募状況	申請者	
		所在地	名称
		大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
		合計1者	
5	審査方式	滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、審査基準に基づきあらかじめ定めた審査内容ごとに採点を行い、その結果に加えて、事業計画の内容や計画実行の能力等、指定管理者としての適確性を総合的に判断し、候補者として選定する。	
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	澤木 聖子 滋賀大学経済学部 教授 田中 清行 (一社)滋賀県中小企業診断士協会 会長 辻田 素子 龍谷大学経済学部 教授 坪田 年 産業技術総合研究所 産学官コーディネータ *安田 昌司 滋賀県立大学 産学連携センター 教授	
	審査基準	別紙参照	
	審査経過	第1回滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日)平成29年6月15日 (内容)募集要項および審査基準の検討・策定 第2回滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日)平成29年10月12日 (内容)申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定	

	指定管理者の候補者	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ																																						
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (確保されない場合は失格)</th> <th>選定基準2 (配点50点)</th> <th>選定基準3 (配点25点)</th> <th>選定基準4 (配点25点)</th> <th colspan="2">合計 (配点100点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>適</td> <td>41.0</td> <td>17.4</td> <td>20.8</td> <td colspan="2">79.2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値(100点満点) ※最低基準:60点以上</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>80</td> <td>86</td> <td>83</td> <td>73</td> <td>74</td> <td>396</td> <td>79.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○納付金提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> <td>57,170,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b>  申請者の事業計画を審査した結果、当施設の設置目的・運営方針を理解し、適切な管理運営能力を有しているとともに、県民の公平な利用が確保され、管理運営および収支計画が施設の効用を最大限に発揮させるものであることなどから、審査基準を全て満たしていると判断されたため。  上記の結果、公益財団法人滋賀県産業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。</p> <p><b>【指定管理者選定委員会の概要】</b></p> <p>(委員) 公平公正な利用という点について。入居企業を募集するタイミングや期間はどのように確保しているか。  (プラザ) 空室になる半年前から情報を広く周知し募集を行った後、審査会にて公正な審査を行い、入れ替え月の2、3か月前には次の入居企業が決まっている状況になるようスケジュールを組んでいる。</p> <p>(委員) 現指定管理期間の3年間から、次期指定管理期間5年間で縮減される予定の経費はありますか。  (プラザ) 光熱費等の運営費の削減に努め、企業支援を充実させていきたいと考えている。</p> <p>(委員会の意見) 全体を通して大きく減点されるような内容はなく、委員間の点差も大きなものではなかった。削減された運営費が企業支援に充当され、新たな取り組みが実を結ぶことを期待したい。</p> <p>上記の結果、公益財団法人産業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。</p>						申請者	選定基準1 (確保されない場合は失格)	選定基準2 (配点50点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点25点)	合計 (配点100点満点)		公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	41.0	17.4	20.8	79.2		申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	80	86	83	73	74	396	79.2	申請者	提示額	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
申請者	選定基準1 (確保されない場合は失格)	選定基準2 (配点50点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点25点)	合計 (配点100点満点)																																			
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	適	41.0	17.4	20.8	79.2																																			
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																	
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	80	86	83	73	74	396	79.2																																	
申請者	提示額																																							
公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	57,170,000円																																							
審査結果																																								

滋賀県立テクノファクトリー指定管理者審査基準

審査基準 (条例第12条第2項)	審査項目	審査内容	配点	確認する書類
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く県民に入居の機会が与えられているか</li> <li>・ 入居者の選定にあたっては公平性が確保されているか</li> </ul>	確保されない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書 (基本方針等)</li> </ul>
2 事業計画の内容が、テクノファクトリーの効用を最大限に発揮させるものであること (第2号関係)	施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の設置目的を理解しているか</li> <li>・ 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか</li> </ul>	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書 (基本方針等) (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)</li> <li>・ 収支計画書</li> </ul>
	入居者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業支援事業は適切か</li> <li>・ 利用促進策、利用者増への取組は適切か(管理運営目標：入居率85%以上)</li> <li>・ 退居企業の県内定着に向けた取組</li> <li>・ 地域、関係機関等との連携が図られているか</li> <li>・ 施設の広報に対する取組は適切か</li> </ul>		
	施設利用上のサービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の満足度および利便性保持のための取組内容は適切か</li> <li>・ 利用料金の設定は適切か</li> <li>・ 入居者の意見や苦情等の把握は適切か</li> <li>・ 募集要項に示した内容への提案は適切か</li> </ul>		
	施設の維持管理の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求めている実施水準が事業計画書で提案されているか</li> <li>・ 施設管理、安全管理は適切か</li> <li>・ 外部委託がある場合、それは適切であるか</li> </ul>		
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させインキュベーション施設の運営に関して専門的技術を確保できているか</li> </ul>		
3 事業計画の内容が、テクノファクトリーの管理に係る経費の縮減が図られるものであること (第3号関係)	施設の管理運営に係る経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に対して提案額は妥当なものか</li> <li>・ 管理経費の縮減が図られているか</li> <li>・ 応募者間での納付金見積額の比較</li> </ul>	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書 (事業等の実施計画)</li> <li>・ 収支計画書</li> </ul>
	収支計画の内容、適確性および実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか</li> <li>・ 収支計画の実現可能性はあるか</li> </ul>		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (第4号関係)	安定的な運営が可能となる経済的基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の財務状況は良好か</li> </ul>	良好でない場合は失格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書 (事業等の実施計画) (利用料金に関する考え方) (管理運営体制) (その他)</li> <li>・ 収支計画書</li> <li>・ 財務諸表</li> <li>・ 団体概要書</li> </ul>
	安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員体制は十分か</li> <li>・ 職員の指導育成、研修体制は十分か</li> <li>・ 職員採用、確保の方策は適切か</li> </ul>	25	
	類似事業（中小企業の創業支援を含む）の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似事業（中小企業の創業支援等）を行った実績はあるか</li> </ul>		
	関係法令遵守の為の方針および能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の保護が図られているか</li> <li>・ 情報公開への対応は適切か</li> <li>・ 環境への配慮がなされているか</li> <li>・ 人権等に配慮した業務の遂行が可能か</li> <li>・ 防災、防犯その他の緊急時への対応、体制は適切か</li> </ul>		
	上記項目に掲げる事項の他、特に公の施設を効果的かつ適切に管理できる能力があるか			
合計			100	

## 団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	
代表者職・氏名	理事長 田口 亨一郎	
団体の所在地	大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが21	
設立年月日	平成11年 4 月 1 日	
資本金	50,000千円（平成29年 4 月 1 日現在）	
従業者数	平成29年 4 月 1 日現在	57人
主たる業務内容	(1) 創業の支援に関する事業 (2) 経営にかかる相談および診断に関する事業 (3) 人材の育成のための研修等に関する事業 (4) 事業の用に供する設備の貸与および設備資金の貸付に関する事業 (5) 下請取引のあっせんならびに下請取引にかかる苦情および紛争の処理に関する事業 (6) 国際経済交流および貿易投資の支援に関する事業 (7) 情報化の支援に関する事業 (8) 産業の振興にかかる情報の収集、分析および提供に関する事業 (9) 工業技術の普及、交流促進および技術開発の支援に関する事業 (10) インキュベーション施設等の管理および運営に関する事業 (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年3月から滋賀県立テクノファクトリー管理業務を実施</li> <li>・平成14年6月から滋賀県立米原SOHO、平成15年度から滋賀県立草津SOHOの管理業務を実施</li> <li>・平成16年9月から「コラボしが 2 1」施設内に、創業準備オフィスおよび創業オフィスを設置し、入居者への支援業務を実施している</li> </ul>	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:モノづくり振興課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額			増減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平29年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
滋賀県立テクノファクトリー	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	公募	5	△ 65,495	△ 65,495	△ 13,099	△ 11,669	△ 1,430	公益財団法人滋賀県産業支援プラザの実施する新商品・新技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣などの支援機能を有効に活用し、入居者の創業支援の拡充を図るとともに、関係機関等との連携により入居者の状況に即した支援等を行う。	日常的に県内インキュベーション施設との連携を図り、独創的技術を有する企業を訪問して情報収集に努め、新規入居企業の発掘・確保を図る。また、施設の保守管理業務等については、委託方法や業者選定方法などを工夫し、経費の削減を図る。	

※△表記は県への納付金を示す。